

事務連絡
令和7年10月31日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	御中
---	----

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和7年12月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|-------|
| イ 大臼歯 | 110 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 68 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 61 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 21 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 2,129 点

(2) 4 分の 3 冠 2,660 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 457 点

b 複雑なもの 845 点

ロ 5 分の 4 冠 1,063 点

ハ 全部金属冠 1,338 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 311 点

b 複雑なもの 619 点

ロ 4 分の 3 冠 764 点

ハ 5 分の 4 冠 764 点

ニ 全部金属冠 958 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの	29 点
b 複雑なもの	50 点
ロ 5 分の 4 冠	65 点
ハ 全部金属冠	80 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	18 点
b 複雑なもの	37 点
ロ 4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	46 点
ハ 5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	46 点
ニ 全部金属冠	59 点
M010-2 チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3 接着冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 前歯	764 点
(2) 小臼歯	764 点
(3) 大臼歯	1,063 点
2 銀合金	
(1) 前歯	46 点
(2) 小臼歯	46 点
(3) 大臼歯	65 点
M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	457 点
ロ 小臼歯・前歯	311 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	29 点
ロ 小臼歯・前歯	18 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,193 点
2 銀合金を用いた場合	129 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015 非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき） 29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,541 点

ロ 小臼歯 1,160 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 63 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 926 点

ロ 小臼歯 1,160 点

ハ 大臼歯 1,541 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 80 点

ロ 小臼歯 80 点

ハ 大臼歯 80 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき） 1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から 4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から 8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から 11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から 14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	2,493 点
	ロ 犬歯・小臼歯	2,028 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	2,028 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,557 点
	ハ 前歯（切歯）	1,199 点
2	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	1,232 点
	ロ 犬歯・小臼歯	963 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	846 点
	ロ 犬歯・小臼歯	735 点
	ハ 前歯（切歯）	682 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,175 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	908 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	341 点
(2)	犬歯・小臼歯	368 点
(3)	大臼歯	423 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小臼歯	30 点
(3)	大臼歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 845 点

ロ 小臼歯・前歯 619 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 50 点

ロ 小臼歯・前歯 37 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,975 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>110 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>68 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,129 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,660 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>457 点</u> b 複雑なもの <u>845 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>99 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>62 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,016 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,520 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>414 点</u> b 複雑なもの <u>766 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>1,063 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>964 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,338 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,213 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>311 点</u>	a 単純なもの	<u>282 点</u>
b 複雑なもの	<u>619 点</u>	b 複雑なもの	<u>561 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>764 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>692 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>764 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>692 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>958 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>868 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>29 点</u>	a 単純なもの	<u>26 点</u>
b 複雑なもの	<u>50 点</u>	b 複雑なもの	<u>46 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>65 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>59 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>80 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>73 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>18 点</u>	a 単純なもの	<u>17 点</u>
b 複雑なもの	<u>37 点</u>	b 複雑なもの	<u>34 点</u>
ロ 4分の3冠（乳歯冠を除く。）	<u>46 点</u>	ロ 4分の3冠（乳歯冠を除く。）	<u>42 点</u>
ハ 5分の4冠（乳歯冠を除く。）	<u>46 点</u>	ハ 5分の4冠（乳歯冠を除く。）	<u>42 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>59 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>53 点</u>
M010-2 （略）		M010-2 （略）	
M010-3 接着冠（1歯につき）		M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）		1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	<u>764 点</u>	(1) 前歯	<u>692 点</u>
(2) 小臼歯	<u>764 点</u>	(2) 小臼歯	<u>692 点</u>
(3) 大臼歯	<u>1,063 点</u>	(3) 大臼歯	<u>964 点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>46 点</u>	(1) 前歯	<u>42 点</u>
(2) 小臼歯	<u>46 点</u>	(2) 小臼歯	<u>42 点</u>
(3) 大臼歯	<u>65 点</u>	(3) 大臼歯	<u>59 点</u>
M010-4 根面被覆（1 歯につき）		M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>457 点</u>	イ 大臼歯	<u>414 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>311 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>282 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>29 点</u>	イ 大臼歯	<u>26 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>18 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>17 点</u>
2 （略）		2 （略）	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,193 点</u>	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,081 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>129 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>118 点</u>
M011-2～M016-3 （略）		M011-2～M016-3 （略）	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,541 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,396 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,160 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,051 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>63 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>58 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>926 点</u>	イ 前歯	<u>839 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,160 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,051 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,541 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,396 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>80 点</u> ロ 小臼歯 <u>80 点</u> ハ 大臼歯 <u>80 点</u> M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>2,493 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>2,028 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>2,028 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,557 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>1,199 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>1,232 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>963 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>846 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>735 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>682 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1 個につき) 1 (略) 2 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>1,175 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>908 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	(2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>74 点</u> ロ 小臼歯 <u>74 点</u> ハ 大臼歯 <u>74 点</u> M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>2,347 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,909 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>1,909 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,466 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>1,129 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>1,116 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>873 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>766 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>666 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>618 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1 個につき) 1 (略) 2 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>1,107 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>855 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)
--	--

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>341 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>368 点</u> (3) 大臼歯 <u>423 点</u> 2 (略)	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>309 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>333 点</u> (3) 大臼歯 <u>383 点</u> 2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>845 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>619 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>50 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>37 点</u> (キーパー) (略)	M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>766 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>561 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>46 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>34 点</u> (キーパー) (略)
M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,975 点</u> (2) (略) 2 (略)	M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,789 点</u> (2) (略) 2 (略)
M030 (略)	M030 (略)